

学位授与申請資格・学位審査基準

<博士前期課程（緑地環境科学専攻）>

（1）学位授与申請資格

当該専攻の博士前期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

（2）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第1次審査（審査委員会委員による事前審査）と第2次審査（修士論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会から審議委任された研究科会議において学位授与の可否を決定する。

② 第1次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。

③ 第2次審査

公開の修士論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査で合否を判断する。

（3）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

当該専攻の学術研究の発展に寄与する内容であること。当該研究の意義・目的が的確に記述され、研究目的を達成するための方法、論拠とするデータ等の信頼性などが担保されていること。

② 評定基準

（1）第1次審査

審査委員会委員が上記の審査項目を踏まえて審査の対象とする基準に達したと評価した場合を可とする。

（2）第2次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で合否を判断する。出席者の3分の2以上が可と評価した場合を合とする。